

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	4-1
許認可等の種類	管理委託した土地改良財産の多目的使用に係る承認			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法施行令第 5 9 条第 1 項			
許認可等の概要	土地改良財産の多目的使用の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】土地改良財産取扱規則第 1 1 条及び第 1 3 条 農林水産省訓令第 2 3 号 土地改良財産の管理及び処分にに関する基本通達 6 0 構改 B 第 4 9 9 号</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	6 0 日			
期間の制定根拠	—			